

令和3年4月12日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和3年4月12日 午後3時20分

第一委員会室

2 閉会日時 令和3年4月12日 午後4時12分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	安武 昇	宮本 重和
青谷 富彦	木村 一壽	原 月江	高原多恵子
阿部 茂典	洪田 健一	渡 健一郎	安武 正一
青柳 茂	井上 英二		

(2)欠席者

篠崎 正信 長崎 隆児

4 議事に参与した者

事務局長	川上 幹夫
係長	中田 学
係	松尾翔太郎
係	高原 康裕
係	大渡貴美子

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第3条(委員会)

議案第2号 農地法第5条(知事)

議案第3号 あっせんの申し出

議案第4号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

議案第5号 非農地証明

午後 3 時 20 分開会

○事務局長 () 君) こんにちは。令和 3 年 4 月定例農業委員会を開催させていただきます前に、欠席委員の確認をいたします。、 から欠席の御連絡を、今日いただいております。

本日の出席委員数は 18 名であり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

古賀市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長を務めていただくことから、以降の議事進行につきましては、、 よろしく願いをいたします。

○議長 () 君) こんにちは。長時間の現地調査等も御苦労さんでございました。まだまだ、世間的にコロナが蔓延しているという状況において、なかなかのいろんな作業、いろんな催し等が皆様方の中で狂っているんじゃないかならうかと思いますが、十分健康には留意をされて、農業に励んでもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

では、ただいまから、令和 3 年第 4 回古賀市農業委員会総会を開催いたします。

○議長 () 君) 今月の議事録署名人、さんとさんでお願いいたします。

○議長 () 君) では、日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請について、申請番号 4 の 1、事務局説明をお願いいたします。

○係長 () 君) それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請、申請番号 4 の 1 について説明いたします。

今回の申請は、申請人が売買により所有権を移転し、農地として使用していく内容となっております。譲受人は年齢 39 歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約 6 年と伺っております。

現在の経営状況といたしましては、イチゴ、露地野菜等の生産をされております。

申請者の所有する農機具としましては、耕運機、軽トラック、給水ポンプ等を所有されているほか、トラクターをリースされているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。

今回の申請地は粟王寺温泉入口交差点の西側に位置しております丸囲み内の斜線部 1 筆となっております。申請番号 4 の 1 という矢印で指しているところでございます。

今後の申請地における営農計画としましては、本申請地に隣接する農地にイチゴのビニールハウスがあることから、イチゴの苗の育成や作業スペースとして利用していきたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は6,150m²で、今回の申請地314m²と合計しますと6,464m²となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 () 君) ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) では、申請番号4の1に対する賛成されます農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 () 君) 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、農地法第3条の許可申請について、申請番号4の2、事務局説明お願いいたします。

○係長 () 君) 議案第1号農地法第3条の許可申請、申請番号4の2について説明いたします。

今回の申請は、申請人が同一世帯内において農業に所有権を移転し、農地として使用していくという内容となっています。

譲受人は、先ほどの申請番号4の1と同一の方となりますので、説明は割愛いたします。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページ目から5ページ目をお願いいたします。

まず、3ページにつきましては、先ほどありました申請番号4の1の右隣に位置しているところに3筆、さらに東側に1筆ございます。

4ページ目をお願いいたします。

こちら、薬王寺水辺公園の北側にあります丸囲み内の斜線部2筆となっております。

最後に、5ページにつきましては、小野南部基盤整備区域内にございまして、新原の五穀神池の南側に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

合計で、7筆4,781m²となっております。

今後の申請地における営農計画としましては、本申請地において、現在、イチゴ、露地野菜、

マコモダケ等の生産を行っていますので、引き続き、生産を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の現在の耕作面積は6,150m²で、今回の申請は、同一世帯内の申請であることから、耕作面積に変わりはなく、50a要件を満たしております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 () 君) ありがとうございました。

ただいま、事務局説明終わりましたけど、何かありましたら。はいどうぞ。

○委員 () 君) 申請番号4の2ですが、()さんと()さんの関係はどうですか。

○議長 () 君) 事務局。

○係長 () 君) 親子と伺っております。

○議長 () 君) ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) では、農地法3条の許可申請の申請番号4の2に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 () 君) 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、農地法第3条の許可申請の申請番号4の3に対して、事務局説明をお願いいたします。

○係長 () 君) 議案第1号農地法3条の許可申請、申請番号4の3について説明いたします。

今回の申請は、申請人が売買により所有権を移転し、農地として使用していく内容です。

該受人は年齢39歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は約18年と伺っております。

現在の農業経営状況といたしましては、御家族とともにイチゴの観光農園、イチジク、露地野菜、ブルーベリー、水稻の生産をされております。

所有する農機具としましては、トラクター、トラック、田植え機等を所有されているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページ目をお願いいたします。

今回の申請地は久保にございまして、太郎丸橋の東に位置する丸囲み内の斜線部3筆でございます。

今後の申請地における営農計画といたしましては、本申請地に接続する農地と一体的に、イチゴの生産等に活用していきたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の耕作面積は3万911m²で、今回の申請地1,650m²と合計しますと3万2,561m²となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 (■■■■君) ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりました。何かありましたら。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (■■■■君) なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (■■■■君) では、農地法3条の許可申請の申請番号4の3に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 (■■■■君) 全員賛成、ありがとうございます。

続きまして、同じく、農地法第3条の許可申請に対する申請番号4の4、事務局説明お願いいたします。

○係長 (■■■■君) 議案第1号農地法3条の許可申請、申請番号4の4について説明いたします。

今回の申請は、申請人が売買により所有権を移転し、農地として使用していく内容となっております。

譲受人の年齢は51歳と80歳で、古賀市内において農業をされている方です。

農業従事年数は20年と60年と伺っております。

現在の農業経営状況といたしましては、古賀市内において、水稻の生産をされております。

使用する農機具といたしましては、トラクター等を所有されているとのことです。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページをお願いいたします。

今回の申請地は青柳にございまして、コスモス館の西に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっ

ております。

今後の申請地における営農計画としましては、ここにいる部長のほうからピエトロの工場移転の話がございましたが、本申請地は、この計画地区域内に入っております。

ピエトロの操業開始は2025年ということになっておりますので、この操業が開始されるまで、ここに着工されるまでの間は水稻の生産を行っていききたいとのことです。

最後に、下限面積の説明をいたします。

申請人の耕作面積は9,639m²で、今回の申請地1,650m²を合計しますと、1万1,065m²となり、50a要件を満たしております。

併せまして、地元区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 () 君) ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたけど、何かありましたら。先ほども問題になったピエトロの件です。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) では、農地法3条の許可申請に対して、4の4に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 () 君) 全員賛成、ありがとうございます。

○議長 () 君) 続きまして、日程2、農地法第5条の許可申請について審議いたします。申請番号4の1、事務局説明をお願いいたします。

○係長 () 君) 議案第2号農地法5条の許可申請、申請番号4の1について説明いたします。

今回申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い貸倉庫に転用するという内容となっております。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

申請地は青柳にございまして、コスモス館の南西に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。

ります。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は西側を河川、東側を県道、南側を宅地による分断があり、北側に向けて、一部農地の広がりがございますが、その先に宅地等による他地目の分断があり、農地の広がりについては10ha未満であることから、2種農地であると判断しております。

また、本申請地は市街化調整区域内にあります。本市では、県道筑紫野古賀線の拡幅工事に係る譲受人の所有する貸倉庫用地の取用移転によるものであることから、その代替地として本申請地が適当であると、県都市計画課と協議が整ったことから、農地転用の申請が行われるものとなっております。

次に、計画図の説明をいたします。資料の10ページ目、11ページ目をお願いいたします。

10ページが現況図、11ページが計画図となっております。

計画では、図面の東側にある筑紫野古賀線より乗り入れを行うものとしており、敷地の南側に高さ5m程度の倉庫を建築するものとなっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、敷地の南側に雨水枡を数か所設け、南側の既設水路に排水することとしております。

汚水、雑排水につきましては合併浄化槽を設置し、排水処理した上で、南側の既設水路に排水することとしております。

次に、切土、盛土について説明いたします。議案書の12ページ目をお願いいたします。

こちら、県道より乗り入れを行うため、県道の道路高に併せた約1.4m程度の盛土を行うこととしており、南側の既設水路との境界にはL型擁壁を築造することとしております。

北側、西側との農地との境界につきましては、30度勾配ののり面を形成し、種子吹きつけによる保護を行うこととしております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、令和3年3月1日付で、条件なしということで承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 () 君) ありがとうございました。

ただいま、事務局説明が終わりましたが、何かありましたら、はいどうぞ。

○委員 () 君) 区域委員の () でございます。

3月1日に青柳区の開発委員会を行いまして、この案件について話し合っております。

皆さんも今、説明があったように、開発の地域で、真ん中に土地があったのを、交換といいま

すか、売買によって端っこにやるということで、水路も隣に、既設の水路もありますし、また、県との話し合いもまとまっているということで、今年出しましても何ら問題ないということで、水利区長の判子も確認いたしております。

以上です。

○議長 (黒田君) ありがとうございます。

ほかに何かありましたら、先ほどの3条との隣同士ですから。案件がないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (黒田君) なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (黒田君) では、採決採らせてもらいます。

農地法5条の許可申請に対して、申請番号4の1に対して、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 (黒田君) 全員賛成です。ありがとうございます。

続きまして、同じく、農地法第5条の許可申請に対して、申請番号4の2、事務局説明をお願いいたします。

○係長 (黒田君) 議案第2号農地法5条の許可申請、申請番号4の2について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により贈与を行い、自己用住宅に転用するという内容となっています。

申請地等につきましては、記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。

申請地は青柳にございまして、青柳小学校の西に位置する丸囲み内の斜線の1筆となっております。

本申請地につきましては、市街化調整区域内ではありますが、県都市計画課と既存集落内の自己用住宅ということで協議が整ったとのことから、農地転用の申請が行われているとのことですので。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は周囲を宅地等による分断があることから、農地の広がりには10ha未満であり、2種農地であると判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。14ページをお願いいたします。

計画では、図面に記載のとおり、2階建ての個人用住宅を建築するというものとなっております。敷地の北側より自家用車の乗り入れを行うものとなっております。

次に、雨水、雑排水について説明いたします。

雨水につきましては、住宅の周囲に雨水枡を設置し、東側の市道側溝に排水することとしております。

次に、汚水につきましては、申請地の北側に集落排水枡が来ておりますので、こちらに接続することとしております。

次に、切土、盛土につきましては15ページに断面図を記載しておりますが、記載のとおり、最大で40cm程度の切土を行うこととしております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元からは、令和3年3月24日付で、条件なしで承諾書の提出がっております。

併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 () 君) ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員 () 君) 地元の区域委員、 () です。

この件につきまして、3月24日に臨時開発委員会を行いまして、協議をしております。

集落内での農地の転用ということで、集落ばかりで、公共下水も入っておりますので、何ら問題ないやろうということで、水利区長の印鑑も確認いたしております。

以上です。

○議長 () 君) ありがとうございます。

ほかになにかありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) なければ、採決採らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) では、農地法5条の許可申請に対して、申請番号4の2に対して、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 () 君) 全員賛成です。ありがとうございます。

○議長 () 君) 続きまして、議案第3号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について、申請番号4の1、事務局説明お願いいたします。

○係 () 君) 議案第3号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について、説明いたします。

申出人、物件については記載のとおりです。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の17ページをお願いいたします。

今回、申出があった農地は、粕屋農協北部プラザの北西に位置しております丸囲み内の斜線部2筆となっております。

あっせん委員の指名につきましては、農林事務次官通知農地移動適正化あっせん事業実施要領により、農業委員会は農地利用適正化推進委員より1名以上推薦し、当該あっせん委員としてあっせんを行わせるものとすると言われており、今回、最適化推進委員につきましては、 委員と、新原区の 委員を委員として、事務局として提案させていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 君) ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたけど、何かありましたら。人選的に問題ないと思っております。なければもう、ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 君) なければ、あっせん委員の指名で、 委員と 委員さん、大変でございますけど、よろしくをお願いいたします。それで賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 君) 農業委員の方、全員です。ありがとうございます。

○議長 君) 続きまして、議案第4号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、4の1から4の12まで、事務局説明、お願いいたします。

○係 君) 議案第4号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で5件、更新で7件の利用権設定の申出がっております。

それでは、御説明いたします。

新規の申出につきまして、18ページ、申請番号4の1、所在、今在家石添、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が6筆、合計面積5,556m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年4月13日から令和5年12月31日までの貸借となっております。

続きまして、申請番号4の2、所在、久保上ノ原、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積1,469m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年5月1日から令和5年12月末までの貸借となっております。

続きまして、申請番号4の3、所在、久保上ノ原、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積1,669m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。

議案の途中ではございますが、大変申し訳ありません。関係する委員の方がおられて、大変申し訳ありません。ちょっと説明の前に戻ってしまいますが、■■■■委員さんのほうが関係者になりますことから、御退席をお願いいたします。申し訳ありません。

〔■■■■委員 退席〕

○係 ■■■■君) 済みません。私の確認不足で、誠に申し訳ございません。

申請番号4の3から、もう一度読み直しをさせていただいてもよろしいでしょうか。

19ページ、申請番号4の3、所在、久保上ノ原、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が2筆、合計面積1,669m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年5月1日から令和5年12月末までの貸借となっております。

続きまして、20ページ、申請番号4の4、所在、久保上ノ原、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、面積476m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年5月1日から令和6年12月末までの貸借となっております。

ただいま申し上げました申請番号4の2から4の4につきましては、備考にも記載のとおり、解除条件付の利用権設定となっております。

続きまして、申請番号4の5、所在、久保田中田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が7筆、合計面積3,014m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。令和3年6月1日から令和13年5月31日までの貸借となっております。

申請番号4の5につきましては、中間管理事業の活用となっております。

以降、申請番号4の6から、25ページ、申請番号4の12までにつきましては、全て更新の申出となっておりますことから、説明は割愛させていただきます。

また、先ほど申し上げました申請番号4の2から4の4の解除条件付利用権設定につきまして、追加で御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法では、農地所有適格法人以外の法人が農用地を借り受ける際には、万が一、農用地を適切に利用しない場合の賃貸借解除の条件を付さなければならないとなっております。

今回、借受人となる法人は、現在、古賀市及び他市町村の農業委員会から農地所有適格法人として認定を受けておりません。そのため、万が一、農用地を適切に利用しない場合には、賃貸借の解除に応じる旨の誓約書を聴取いたしまして、利用権設定の手続を行っております。

最後に、新規の利用権設定につきましては、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほどお願いいたします。

○議長 () 君) ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりました。何かありましたら。はいどうぞ。

○委員 () 君) 今、最後に説明がありました() は、農業関係はどういう内容の農業を営んでいるか、わかりましたらお願いします。

○係 () 君) こちらの法人につきましては、市内の障害者入所施設となっております。入所者の日常作業の一環として、野菜の栽培から出荷までの作業を行いたいと伺っております。実績といたしましても、昨年までの約3年間、福津市のほうで水稲や野菜、約1ha程度、作付されてあると伺っております。また、市内の農業者も一緒に指導してくださると伺っております。以上です。

○議長 () 君) ほかにないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) なければ、採決を採りたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) では、基盤強化法第19条の農用地利用集積計画の公告、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手10/10名〕

○議長 () 君) 全員賛成。ありがとうございます。

○議長 () 君) 続きまして、議案第5号非農地証明、事務局説明、お願いいたします。

○係長 () 君) それでは、議案第5号、申請番号4の1の非農地証明について御説明させていただきます。

申請地、申請人につきましては、記載のとおりとなっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の27ページをお願いいたします。

申請地は久保にございまして、太郎丸橋の北側に位置する丸囲み内の斜線部1筆となっております。申請地につきましては、申請人のお父さんが、昭和30年ごろに建てられた建物を改築する中で、自身の所有する農地にはみ建てて建築してしまったもので、平成19年に申請者が所有権を相続したのですが、最近になり、所有する不動産について調査を行っている中で発覚したとのことです。

このことについては、申請者より、農地法の手続を行わず、利用してきてしまったことにつきまして、知らなかったこととはいえ、深く反省していると顛末書の提出がっております。

今回の非農地証明の申請に当たっては、課税台帳及び農区長及び近所の方から、20年以上宅地として一体的に利用されていたことについて確認がとれましたことから、事務局で受理したも

のです。

議案の28ページ目に詳細な見取図を加えさせていただいております。

次に、古賀市の非農地証明の交付基準の説明に入らせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

農地基準を読み上げさせていただきながら、説明いたします。

まず1番、住宅等の敷地として利用されているということで、適としております。

2番、項目(1)で宅地等の敷地としておりますので、こちらについては検討外としております。

3番、市街化区域内の農地ではありませんので、こちらは検討外としております。

4番、農地法51条の違反転用処分等を受けていない者ということで、こちらは指導を受けていないということで、適としております。

5番、農業振興地域内の農用地区域内ではないということで、適としております。

6番、農業生産力の高い改良事業の対象地ではないということで、適としております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではないということで、適としております。

8番、集団性のある優良農地ではないということで、適としております。

9番、自然災害による被災土地ではないということで、こちらは検討外としております。

10番、概ね20年以上、耕作放棄されていたということで、こちらは適としております。

11番につきましては、こちらは指導を受けていないものとして適としております。

12番、他法令等の調整の見込みがあるということで、こちらも適としております。

13番、農業委員会が特に必要と認めたものではないということで、検討外としております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長()君) はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局説明終わりましたが、何かありましたら、はい。

○委員()君) 区域委員の()でございますけども、ただいま、事務局から説明があり、また、現地調査もしていただきましたけれども、今回の申請地は、従前、父親が、説明あったように、昭和30年代前半に、居宅として新設されたもので、約60年以上たっております。

その当時、農地法による申請がされてなかったということでございますけども、今回、お子さんが、父親といいますが、じいちゃんから言うところと孫さんですけども、そちらの家を全面改築する計画がありまして、その中で調べたところ、農地があったということで、今回の地目変更手続等も必要であることから、今回の非農地証明の申請に至った次第であるということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長 ■■■■■君) ありがとうございます。ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■■君) なければ、採決採らせますけど、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■■君) それでは、非農地証明、申請番号4の1に対して、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長 ■■■■■君) 全員賛成。ありがとうございます。

.....

午後 4 時12分閉会
